

# 原始仏教教団における紛争解決について

平 川 彰

(東京大学)

## 一 僧伽の和合と六和敬・十和敬

原始仏教の修行者の修行目的は、解脱を得ることであるが、そのような仏教の修行者が集まって集団生活を営む場合には、平和の実現がその集団の目的であった。これは、この世に生まれた目的を達成してしまった人が何をなすべきかということにもかかわる問題である。仏陀の場合には、自利を達成しても、なお利他の目的があったが、弟子達の場合には必らずしもそうではなかった。その点についてはここには触れないが、ともかく原始仏教教団の社会理想は「和合僧」であった<sup>(1)</sup>。しかし僧伽には修行の完成した人のみがいたのではない。むしろ未完成の弟子の方が多かったのである。阿含経には、解脱を完成した比丘の話や、阿羅漢の話が多いために、あたかも原始仏教教団は聖者の集団のごとき感じを受けるが、律蔵からみると、原始仏教時代の比丘も、人間的であり、欲望もあり、怒りや嫉妬もあり、現代人とそれ程異なるものではなかったことがわかる。僧伽は和合を理想としていたが、しかし和合の実現

しないこともあったのであり、それに関する仏陀の教説も種々に説かれている。

諍いのあるとき、その諍いを克服して和合を実現するための教説として注目すべきものは「六和敬法」の教説である。コーサンビーの比丘たちが些細なことから二派に分かれて争い、鬭諍し、議論し、和睦しなかったとき、仏陀は「六和敬」の教えを説かれたという。そのとき仏陀は争っている比丘たちを呼んで教誡された。「汝等は互いに鬭諍をなし、論争し、議論をしているとき、相手にたいして、陰に陽に六和敬を行なっているか」と問われ、六和敬法(cha sārāṇīya dhamma)を説かれた(2)。「六和敬法を実行すれば、相互に親愛の情を生じ、尊敬を生じ、全体がよくまとまり、諍いをしずめ、和合平和を実現する」という。その六和敬法とは、共に生活する人びとにたいして、表面でも陰でも身業において慈悲を行なうことが、第一の「身和敬法」である。第二は語業において慈悲を行なう「口和敬」であり、第三は意業において慈悲を行なう「意和敬」である。すなわち行為においても、言葉においても、心においても、つねに同輩にたいして慈悲を実行することが、三種の和敬法である。第四は如法に得られた物は、たとえ鉢に入るほどの僅かな物でも、持戒の同梵行者と共に分配して受用することである。すなわち得られた物を共に分かちあうことが、第四の「利和敬法」である。第五の和敬法は、「戒平等受持」であり、全員が同じ戒律を正しく実行する「戒和敬」である。同じ生活規則を守ることが、集団生活の平和を実現するのに重要である。第六の和敬法は「見平等受持」であり、「見」すなわち教法にたいして同じ理解をもち、信仰を一にする「見和敬」をいう。受持する教法が異なっているのは、僧伽の平和は実現されない。

要するに六和敬法とは、日常生活において同輩にたいしてつねに尊敬と慈悲の心をもつて交わり、同輩と同じ教法を学び、同じ戒律を行ない、得られたものを平等に分配して生活することである。これらの中でとくに重要なこと

は、相互に尊敬しあることである。この六和敬法は、『大般涅槃經』では「六不退法」(cha aparihāniye dhamme)として説かれ、僧伽にこれらの六不退法が行なわれている限りは、僧伽に繁栄が期待せられ、衰亡は無いであろうと説かれている(3)。

阿含經には「六和敬法」の外に「十和敬法」も説かれている。經典によると仏陀が舍衛城の祇園精舎に住しておられたとき、比丘たちが講堂に集まって、諍いをおこし、鬨諍をなし、諍論し、舌鋒するどく互いに攻撃したという。仏陀はそれに関連して「十和敬法」*dasa dhamma saṅgīya*を説かれたという。そしてこれを実行すれば、相互に親愛の情を生じ、尊敬を生じ、全体がよくまとまり、諍いをしずめ、和合平和を実現すると説かれた。その十和敬法とは、1 波羅提木叉を学ぶこと、2 多聞であること、3 善友を持つこと、4 従順であること、5 同輩の事業をよく助ける、6 法と律とに勝れた喜びを持つ、7 善法を具足するために精進する、8 少欲知足で得られるもので満足する、9 正念正知である、10 諸法の生滅にたいする正しい智慧をもつこと、以上の十である(4)。以上の十法を実行することによって、僧伽に和合が実現するといっている。

さきの六和敬の中の見和敬と利和敬とは、律藏では「法食 *dharma-saṃbhoga*、味食 *āmisā-saṃbhoga* を共にする」という言葉で示されている。これは『摩訶僧祇律』で専ら使う言葉であるが、拳罪羯磨を課せられて僧伽から排斥された比丘とは、法食、味食を共にしないというように用いられる(5)。たとえば邪説を唱えて、僧伽から忠告されてもその邪説を捨てない比丘に課せられる「悪見不捨拳羯磨」や、戒律を破っても罪を認めない比丘に課せられる「不見罪拳羯磨」や「不懺悔拳羯磨」を「拳罪羯磨(6)」というが、かかる比丘は僧伽から排除される。即ち他の清淨比丘はかかる比丘と交際してはならないのである。これを「法食」を共にしないという。但しかかる比丘にも糧道

を断つことはしないのであり、食物の分配にはあづかるのである。故に「味食を共にしない」とまでは言えないのであるが、しかし共同生活をしないから、食堂で一諸に坐することもないわけである。この点を法食・味食を共にしないと言うたのであろう。これを逆に言えば、僧伽は原則として法食、味食を共にする団体なのである。

仏教の僧伽では、四姓平等であり、階級の差別を認めないことも有名である。出家して比丘となると、財産を捨て妻子や親族と別れるだけでなく、世俗の階級や身分等もすべて捨てるのであり、釈氏沙門という資格だけをうるのである。かかる僧伽の性格も、僧伽の和合の実現に重要なことであつた。

## 二 僧伽の諍いとその取り扱い

僧伽は和合を理想としていたが、しかし平和の実現は言うは易いが、実現は容易でない。仏陀在世時代の僧伽にも諍いは有つたのである。たとえば上述のコーサンビーの比丘達の諍いは、仏陀在世時代にあつたとされている。僧伽の諍いは、戒律に関する諍いと、教法に関する諍いと二つに分けることができる。この外に勢力争い、権力に関する争いもあり得たわけである。とくに仏陀の滅後には、長老達のあいだに勢力争いが起こつたことも考えられる。とくに大迦葉の衆徒と阿難の衆徒とのあいだに争いがあつたようである。律蔵にはそれを暗示するような記述がある。しかしそれはともかくとして、戒律に関する諍いの代表は、仏滅百年におこつた「十事非事」の問題であり、教法に関する諍いの代表は提婆の企てた破僧の問題である。

僧伽に「諍事」がおこる場合、一比丘が起こす場合、二、三人で起こす場合と、四人以上の比丘が起こす場合とで事情が異なる。四人以上の場合は破僧になる危険があるからである。例えば提婆の破僧の場合、提婆はコーカーリ

カ、カタモーラカテッサ、カンダデーヴィヤー・ブッタ、サムッダダッタの四人の比丘達と示し合わせて、仏陀に「五事」を乞うた(8)と記されている。これは能破者である提婆達多を除いて、残りの四人で破僧が成立すると見てゐるからであらう。『俱舍論』は破僧を「破法輪僧」cakrahedaと「破羯磨僧」karmahedaとに分け、破法輪僧は九人以上、破羯磨僧は八人以上としてゐる(9)。破法輪僧とは仏陀の法輪を破るものであり、提婆の破僧をいう。この場合は能破者の提婆は妄語をもって、他の比丘を誘惑したものと見て、破僧の人数の中に加えないのである。あるいは外道の師が仏教の比丘を誘惑して破僧を行なわしめることも可能である。『俱舍論』には、この点を「必らず八苾芻を分かちて二衆となし、以つて所破となし、能破は第九なり」と説いている。破法輪の場合は、能破者を加えないで、誘惑された比丘達が四人以上おり、残りの比丘も四人以上いる場合は、両方ともに僧伽として成立しうから、彼等が別々に羯磨をなすならば「破僧」が成立するのである。提婆の提起した「五事」は、仏教に似ていながら、しかも異なる教理であるので、彼の破僧は仏陀の教理を破壊したものととして「破法輪僧」と呼ぶのである。

これにたいして『俱舍論』で「破羯磨僧」は八人以上となしてゐるのは、能破の人も仏教の内部の人であるとするからである。この場合には、僧伽は分裂しても両方共に仏教内にとどまつてゐる場合である。『俱舍論』には「要らず一界中の僧が、二部に分かれて別に羯磨を作すが故に、八人を須う」と説明している。部派仏教の分裂はこの「破羯磨僧」の一種と見られている。僧伽の羯磨は四人以上の比丘でなしうるので、現前僧伽の中で、四人以上の比丘が二派に分かれ、別々に羯磨をなせば、これは現前僧伽の分裂である。現前僧伽は羯磨によって代表されるから、この分裂を「破羯磨僧」と呼ぶのである。

律藏では、破法輪僧の問題は、提婆の破僧を説く「破僧健度」で説いており、破羯磨僧の問題はコーサンビーの比

丘達の諍いを説いた「拘睭弥健度」で説いている。

僧伽の諍事は、その内容から言って、言諍・教誡諍・犯罪諍・事諍の「四種諍事」にまとめられており、これらの諍事を裁定する仕方には「七減諍法」がある。しかしこれらについてはかつて述べたことがあるので、ここには再説しない<sup>10</sup>。ここには諍事を起こす人数によって、諍事の性格が異なる点を見てゆきたい。上述の如く、四人、五人の比丘が反対意見を持てば、僧伽に破僧の危険があるわけである。しかしその場合にも、残りの比丘が三人以下ならば、羯磨をなすことはできないから、破僧は成立しないわけである。問題はどのように意見が対立した場合、そのどちらの側の説が正しいのか、またその正しいということを、何を標準にすべきめるかということである。

例えば「提婆の五事」にしても、律蔵では最初からこれを邪説であるときめてしまっているが、提婆の五事とは、一生涯乞食を守ること、一生涯糞掃衣のみですますこと、一生涯露地に住すること、一生涯魚肉を食べないこと、一生涯乳酪を食べないことの五法である<sup>11</sup>。これは仏教の比丘の生活法の基本である「四依」（乞食・糞掃衣・樹下住・陣棄棄）とよく似たものであり、さらに十二あるいは十三種の頭陀法には、これらより厳しい生活法もある。故に五事が何故邪法であるかについては説明が必要である。五世紀初頭にインドを旅行した法頭の『法頭伝』には、法頭当時舍衛城には、提婆達多の徒衆が存在しており、過去の三仏を供養するが、しかし釈迦文仏を供養しないと伝えている<sup>12</sup>。これで見るとかなり後世まで提婆の徒衆が中インドにいたわけである。提婆の五事ですら、追隨者があったとするならば、僧伽に諍いが起こった場合、その正邪をどうしてきめるかという問題は非常にむづかしいわけである。諍点が戒律の問題であれば、戒律の条文や律蔵の記述が正邪判定の根拠とされる。仏滅百年の十事の問題は律蔵に根拠を求めて、正邪が判定されている。しかし教法の解釈の場合には、はっきりした規準のない場合が多い。そし

て戒律の場合も、条文解釈について対立がおこった場合や、些細な問題の場合には判定が困難である。そういう場合に諍いをどうしずめるかが問題である。その実例として説かれていたものが律蔵の「拘睭弥健度」である。

仏陀の在世時代には、仏陀の裁定によって正邪はきまっていたであろう。しかし「破僧健度」では、仏陀の裁定に提婆が敢えて反対して破僧を敢行した形で説明がなされている。もっともそうしなければ破法輪僧の説明はできないわけである。拘睭弥健度では僧伽に諍いが起こった場合、その何れの比丘の主張が正しいかを仏陀が裁定しないという形で、物語りが述べられている。これは仏滅後の裁定者のいない場合を考慮して、諍いが起こっても正邪が弁別できないとき僧伽はどうするかを考慮して問題の取り扱いを示しているであろう。

拘睭弥健度によると、ある比丘が罪を犯した。しかしその罪は軽微であったので、それが罪であるかどうか判然としなかった。そのために彼は、それを罪であると認めなかった。そこで拘睭弥の現前僧伽は彼を「不見罪耨鞠磨」にかけて挙罪した。しかしこの比丘は、多聞・持律であり、賢明・聡明であったので、地方にこの比丘を支持する者が多かった。彼等がこの比丘を支持するために拘睭弥に來たので、拘睭弥の現前僧伽は、この比丘を有罪と見る比丘たちと、無罪と見る比丘たちとの二派に分かれ、諍いが起こったという。

これにたいして仏陀は、挙罪をなせる比丘たちに対しては、「罪を認めない比丘を、罪を認めないことによって不見罪耨鞠磨にかけるならば、それによって僧伽に諍いが起こり、僧伽が破れ、僧伽が別住し、僧伽が別異になるという危険が予知されるときには、破僧事を重んずる比丘たちは、その比丘を不見罪耨鞠磨にかけてはならない」と教誡した。つぎには挙罪された比丘にたいしては他の比丘たちが不見罪耨鞠磨を行なった場合、自分には罪はないと思って、もし自分が罪を認めなければ、それによって僧伽に諍いが起こり、僧伽が破れ、僧伽が別住し、僧伽が別異にな

ると予想されるならば、破僧事を重んずる比丘は、余人を信じて自己の罪を認めるべきである」と教誡されたという<sup>(13)</sup>。すなわち破僧がおこる危険があると思ったら、たとい犯戒した比丘があっても、その比丘を不見罪羯磨にかけてはならないという趣旨であり、さらに疑いをかけられた比丘にたいしては、若し自分が罪を認めなければ、僧伽に破僧がおこる危険があると見たら、余人を信じて自己の罪を認むべきであるという趣旨である。とくに疑いをかけられたら「余人を信じて罪を懺悔すべきである」*paśaṃ saddhāya āpatī desetabba* となす点が重要である。

律蔵の「五百健度」には、仏陀の入滅後、五百人の比丘たちが王舎城に集まって法と律とを結集したが、それがすんだあとで大迦葉が阿難を責めたという。仏陀が入滅に際し「わが滅後には、若し僧伽が欲するならば小小戒を捨ててもよい」と遺言したという<sup>(14)</sup>。そこで第一結集のとき、阿難がこのことを披露したが、しかしその小小戒とは何であるかを阿難は仏陀から聞いておかなかったために、第一結集のときその解釈について僧伽に混乱が起こった。そのときは大迦葉が「仏陀の制定した戒はすべて守り、未制を制せず、已制を壊らず、制にしたがって戒を持して住せん」と提案し、これが僧伽に容れられて、小小戒もすべて守ることになったという。しかしそのあとで大迦葉は阿難にたいして、「小小戒が何であつたかを世尊に問わなかつたのは汝の悪作である。これを悪作罪として懺悔せよ」と迫つたという。そのとき阿難は「大徳よ、私はそのとき失念して、何が小小戒であるかを世尊に問わなかつたのである。私は悪作の罪であるとは見ない。しかし長老達を信ずるが故に (*saddhāya*) これを悪作として懺悔する」と答えている<sup>(15)</sup>。パーリ律では「長老たち」が阿難を責めたとなっているが、四分律、五分律、十誦律、根本有部律雜事等はすべてこれを大迦葉であつたとなしている<sup>(16)</sup>。例えば、十誦律では大迦葉が阿難に「汝若し仏に問わざりしならば、汝は突吉羅罪を得、是の罪、汝まさに如法に懺悔すべし。覆蔵するなかれ」と責めている。

しかし大迦葉の呵責はこれにとどまらなかった。第二は、阿難がかつて仏陀の雨浴衣を縫ったが、そのとき、足で布を踏んで縫ったのは悪作である。悪作として懺悔せよと迫った。阿難はこの時も、「仏を尊重しないために足で踏んで縫ったのではない。自分は悪作であるとは認めないが、長老たちを信ずるが故に、これを悪作として懺悔する」と答えている。第三には仏陀の入滅の時、仏陀の舍利を女人等に先に礼拝せしめたので、その涙によって如来の遺身を汚したことを責め、第四には如来の入涅槃が間近かに迫ったとき、如来が「四神足を修した者は欲するならば一劫住しう」と言われたのにも拘わらず、阿難が「善逝よ一劫住したまえ」と乞わなかったことを責め、第五には比丘尼の出家を許したために正法一千年が五百年に減じたというが、比丘尼の出家を、如来に乞うたのは阿難であつたために、女人の出家を得しめたことを悪作として責めたという。それらの一一にたいして、阿難は自分に罪があるとは思わないが、長老たちを信ずるが故に悪作として懺悔をすると答えている(17)。

以上のことが実際に第一結集のあとで有つたかどうかは明らかではない。少くとも一劫住を乞わなかったということなどは、伝説であつたと思われない。しかし以上のことがここに述べられている意味は、僧伽の多くの人がびとから「汝に罪あり」と責められた場合には、「長老たちを信じて罪を懺悔する」という仕方が、かかる場合の紛争解決の方法であることを示しているものと考ええる。すなわち大勢の人が正しいということは、たとい自分は正しいと思わなくとも、それに随うということである。ここには真理や真実が二重性格のものであることが示されている。一つは自分が真理であると認めるものであり、もう一つは多くの人が真理として認めるものである。多くの場合両者は合致するが、しかし合致しない場合もある。そして自己と社会とが対立した場合には、社会を信じてそれに随えといふのである。しかしそのことは、自己が真理であると信ずるものを捨てることを意味しない。自己の良心をあざむくこ

とはできないから、自己が正しいと信ずることを捨てることは不可能である。したがって自己の心の中では、自己が正しいと信ずるものを大切にするが、しかし一方では世間が真理として立てるものを尊重する謙虚さを持つべきであるという意味である。僧伽の和合を実現するためには、そのような謙虚さが要求されるという意味である。

そこには、真理が二重性格を持たざるを得ないという認識がある。この認識をこえて、真理は一つであるということと無理に強行しようとすれば、多数決や暴力によって真理が決定されるということになる。真理に二重性格を認めるとは、真理を一義的に無理に決定しないという態度である。

なお拘睭弥健度によれば、拘睭弥の比丘達は仏陀の教誡によっても和解しなかったが、しかし挙罪をなした比丘達は現前僧伽の結界の外に出て、そこで布薩や羯磨をなし、挙罪された比丘に随う比丘達は界内で布薩や羯磨をなしたので、破僧にはならなかったという。しかし彼等は仏陀の教誡に随わなかったので、仏陀は拘睭弥を立ち去って舎衛城に移ってしまった。そのために拘睭弥の信者達は、比丘達への施食をやめてしまった。そこで比丘達は前非を悔い、舎衛城に至って仏陀の前で諍事を滅しようとした。この舎衛城にやって来た比丘達の取り扱いを、律蔵は次のように示している。すなわち仏陀は、舍利弗、目蓮等の比丘にたいしては、その何れが如法説者であり、何れが非法説者であるかを、十八種の規準によって知れと教えている。但し比丘尼僧伽にたいしては、二つの党派を平等に尊敬し、二つの党派から平等に教えを聞けと教えている。但し教えを聞いたあとで、正しい教えを受持せよと言っている。在家の信者、信女についても同様に教えている。二つの党派に平等に布施を与へ、平等に教えを受けよと言っている。したがって比丘尼や在家信者は、二つの党派に公平に接しながらも、その何れが正しいかを自らの判断で知らねばならないわけである。しかし正邪を判断したとしても、それを態度に現わさないわけである。したがって部派教

団が成立したときにも、部派はいくつにも分かれたとしても、信者達は彼等に平等に仕えよと示しているように思われる。

### 三 一人の場合の諍事

一人の場合は諍事というよりも、破戒者をいかに処罰するかという問題になる。しかしこの場合も「諍事」と呼んでいる。権力争いの場合には、必らず同調する人があるから、破僧の危険がおこる。しかし一人の場合に、同調者が無ければ破僧には進展しない。しかし一人を破戒者として処罰しても、その比丘がその処分に服従せず、他方に同調者を求めれば、僧伽全体の紛争に発展することもある。例えば仏滅百年に起こった「十事」の問題はそのようなケースであった。

律藏の「七百健度」によると、ヴェーサーリーの比丘たちが信者から金銭を受けていた。他から遊行してきたヤサカーカンドブッタがそれを見て、その非なることを指摘した。しかしヴェーサーリーの現前僧伽はこのヤサの言を取り上げないで、かえって彼を挙罪羯磨にかけんとした。そのためにヤサはのがれて西方に行き、パーテッサカー、アヴァンティ、ダッキナーパタ等の比丘の応援を得た。そのために七百人の比丘がヴェーサーリーに集まって、「十事」の問題を議することになったという。この会議では十事は「非事」として否定せられたが、東方の比丘たちはこれに承服しなかったので、ついに僧伽は分裂して、大衆部と上座部とに分かれたという<sup>(18)</sup>。

このように一比丘を処罰しても、彼に伴党ができれば、諍事は破僧にまで発展する。その意味では、仏教の僧伽は極めて分裂し易い形になっていたわけである。しかしそれがそのように軽々しく分裂しなかったのは、和合僧の実現

のために各人がつねに努力していたためであろう。

破戒といえ、二五〇戒のすべてに関係するわけであるが、ここではとくに仏教の教理に反する邪説を唱えて捨てない場合と、戒律を破ってその罪を認めない場合とが問題になる。第一の邪説を唱えて捨てない場合は「悪見違諫戒」である。これはパーリ律、四分律では波逸提の第六八条、僧祇律は四五条、五分律は四八条、十誦律、根本有部律、解脱戒經等は五五条に出す<sup>(19)</sup>。邪説を唱えて仏説に反対することは教理の正統性を守る上からは重要であるが、原始仏教ではこれが「波逸提」という軽い罪になしている点は注目される。これは、原始仏教では各人の自由な思考を尊重したことを示すであろう。悟りは個人の問題であるから、他からきびしく言ってみても本人がその気にならなければどうしようもない問題であるからであろう。この伝統は仏教に長く受けつがれた。インドでは非仏説の論争もあったが、それほど深刻な問題にはならなかった。ただ日本仏教の真宗で異安心がきびしく取りしまられたのは、特殊な例と言うべきである。

このような邪説を唱える比丘にたいしては、その邪説を捨てしめるために、最初は師や同輩等が諫告する。三度くり返して諫告する。一度諫告することに邪説を捨てるようにすすめる。三度くり返しても捨てない場合には、現前僧伽は集会をなして、その集会において白四羯磨によって諫告するのである。白四羯磨の諫告であるから、三度諫告するのであるが、それでも捨てない時は波逸提罪になるのである。僧伽の羯磨にかけるということは、僧伽の全員が彼の説を邪説であると認めることを意味する。最初は個人で諫告して、それでも捨てない場合に僧伽に申し出て、僧伽の総意でもって羯磨による諫告をなすのである。この点は何れの律藏でも同じである。

これで邪説を捨てない時、波逸提罪になるのであるが、波逸提懺は一人あるいは二、三人の比丘前に懺悔をすれば

直ちに許されるのである。ただし邪説を捨てない場合は、懺悔をすることは期待できない。そのために僧伽は彼にたいして「悪見を捨てざるによる挙羯磨」をなすことになっている<sup>(20)</sup>。例えば姪欲は修行の障礙になると仏陀が説いたことを実行しても、修行の障害にはならないと主張したアリッタ比丘にたいして、「若し僧伽は機熟さば、僧伽はアリッタ比丘にたいして、悪見を捨てざるによる挙罪羯磨をおこない、僧伽と不享受ならしむべし<sup>(21)</sup>」と提案し、彼を僧伽から排除する。この「不享受」(asaṃbhoga)は、波羅夷罪の「不共住」(asaṃvāsa)とは異なる。「不共住<sup>(22)</sup>」は僧伽からの追放であるが、「不享受」は生活を共にしない意味である。四分律では「所須を供給すること、羯磨と止宿と言語を共同すること」を挙げている<sup>(23)</sup>。なお細かに言えば、他人に具足戒を授けてはならない。沙弥を畜えてはならない。比丘尼の教誡をしてはならない。清淨比丘の敬礼、迎接、合掌、恭敬等を受けてはならない。布薩で清淨比丘を難じてはならない。清淨比丘と同一屋内の住処に住してはならない等の四十三事を制限される<sup>(24)</sup>。いまこの点について詳説することはできないが、この「不享受」は教法や生活を共にしない意味であるが、僧伽から追放される意味ではない。

悪見を捨てて波逸提懺をなせば、この挙羯磨は解除されるのであり、比丘としての資格を回復するのである。

悪見違諫戒に関連して、この悪見不捨挙羯磨を課せられた比丘と交際することを禁ずる「共住挙人戒」、ならびに沙弥で悪見を持ったために挙羯磨にかけられた者と交際することを禁ずる「共住擯沙弥戒」がある。この二戒は、どの律蔵でもさきの悪見違諫戒につづけて説明している。

仏説に反する邪説を唱える比丘は波逸提罪になるが、戒律を破ってその罪を認めない者はこれより罪が重く、僧残罪になる。これは、僧伽の秩序をより以上に重要視したためであろう。これは「悪性拒僧諫戒」と呼ばれ、戒律を破

って僧伽の諫告に随わない比丘の陥る罪である。パーリ律、僧祇律、五分律はこの戒を僧殘法第十二条に置く。四分、十誦、根本有部、解脫戒經等は、この戒を僧殘法第十三条においている<sup>(26)</sup>。この条文では、破戒した比丘が他比丘の忠告をきかないことを「不可共語」*avacariya*と表現している。不可共語とは「自分も他比丘に忠告はしない。その代わりに他比丘も自分に余計なおせっかいをしないでくれ」という意味であり、他人の忠告を受けつけない意味である。

このように破戒をしても、他比丘の諫告を受けつけない時には、それを見聞した比丘が諫告する。諫告しても捨てない時は三度まで諫告する。それでも捨てない時は現前僧伽で、僧伽の総意として白四羯磨によって諫告する。一諫すること不可共語を捨てるようにすすめる。三諫しても捨てない時に僧殘罪となるのである。この諫告は、最初は個人の比丘が三諫し、それでも捨てない時羯磨による諫告となっている。パーリ律、四分律、十誦律、根本有部律等は、個人と僧伽の二重の諫告となっているが、五分律と僧祇律とは三重になっている。すなわち最初は屏処で一人の比丘が三度まで諫告し、それでもきかないときは、二、三人の比丘が三諫し、それでも捨てないとき僧伽の諫告をなすとなっている。とくに僧祇律では、僧伽の諫告をなす場合には、必ずその前に一人による屏処諫と二、三人による多人諫とをなすべきことを説いている。

ともかく諫告は懇切におこなわれるわけである。それでも捨てない時に僧殘罪になる。但し、諫告がこのように一人諫、多人諫、僧伽諫というように整備されたのは後であろう。律藏の經分別にはこのような説明があるが、しかし戒文には単に「諸比丘によりて、三度まで諫告さるべきである。若し三度まで諫告されて、それを捨てれば可なり。若し捨てざれば僧殘なり」とあって<sup>(26)</sup>、「諸比丘によりて諫告される」となっている。仏教の「僧伽の組織」がいつ

成立したかは決定が困難であるが、おそらくその基礎は仏陀によって置かれたのであろう。但し波羅提本又の原形が確定した時代に、僧伽の律法的体制がどの程度整っていたかは簡単には決定できない。この条文の場合、經分別の説明からみるならば当然「僧伽によりて諫告さるべし」とあるべきなのであるが、そうならない。そのことは、この条文が成立するときはまだ、白四羯磨による僧伽の律法的体制が未成熟であったのであろう。

但し波羅提本又の条文の中には「僧伽の知事比丘を非難してはならない」「羯磨に与欲をしておいて後から不服を申し立ててはならない」等、僧伽の律法体制に関する条文があるから、羯磨による僧伽の秩序はかなり早くから存在したことが推定される。この点については別の機会に論じたい。

なお上述の「不可共語」をなして、僧残罪に陥った比丘には「罪を見ざるによる挙羯磨」が課せられる。その制裁はさきの「惡見不捨拳羯磨」と同じである。しかし大般涅槃經には、チャンナ比丘が「梵壇」Brahmadāṇḍaの罰を課せられたことを言っている(27)。さきの「惡性拒僧諫戒」の因縁談もこのチャンナによって語られているのである。すなわち破戒をして他比丘の忠告をきかないチャンナ比丘に対して、仏陀は「ブラフマダンダ」の罰を課すべきことを遺言したとなすのが大般涅槃經の説であり、これを波羅提本又の条文の中に僧残罪の一条として整備したのが律蔵である。形としては大般涅槃經の梵壇罰の方が古いようである。しかし大般涅槃經といえども仏陀の入滅の事実をそのまま記述したものとはいえない。そのために両者の関係は別の観点から考察されねばならないと考える。

#### 四 四大教法

以上の如く僧伽に諍事が起こった場合には、懇切に諫告して、その翻意をすすめるのが第一である。しかしどうし

でも翻意しない場合には、二五〇戒の条文に照らして、しかるべき罪を課する。それにも応じない場合には、悪見不捨拳羯磨、不見罪拳羯磨等にかけて懲罰することになる（しかし事件が破戒であるか否かの諍い等で「四種諍事」があり、さらにそれを裁判するのに「七減諍法」がある。）。しかしその場合に、僧伽の中に諍事をおこした比丘に賛成する比丘があれば、羯磨をなすことは困難になる。かかる場合には、破僧になることを考慮して互いに譲歩せよというのが、律藏の趣旨である。しかし無原則に譲歩してよいわけはなからう。僧伽の運営において、正邪の判断の基準は当然あったわけである。さきの「悪見違諫戒」において、「悪見」と判定される根拠となるものは、仏陀の教説であるべきであらう。つぎに「悪性拒僧諫戒」において、戒律違反であると判定される根拠には、戒律の条文があるわけである。七百度議の時に、ヴェーサーリーの比丘たちが実行していた「十事」を「非事」と判定するためには、それぞれについて、戒律のどの条項に違反するかが明示されたという<sup>(28)</sup>。もちろん仏滅百年に七百度議が行われたかどうかとも問題があろうし、また実際に行われたとしても、当時すでにそのように戒律が整備していたかを問題にする学者もあろう。しかし僧伽で集団生活をする以上、団体の秩序を維持する上に戒律が必要であったことは否定できない。いかなる団体でも団体ができれば、必ず規則もそれに附随してできるものである。しかも集団生活なしには、教法や修行、実践を次の世代に伝えていくことは期待できない。したがって仏陀が弟子たちと共に僧伽を形成したことは、比較的古い時代であったと考えてよからう。故に戒律も仏陀在世にそのかなりのものが制定せられていたと考えてよい。

但し教法に関しては、標準説というものがどのように確定していたか明瞭でない。おそらく「仏説」ということは教法に関しては、戒律ほどには明確でなかったのであらう。このことは戒律に違反するのが僧残罪になり、教法に違

反するのが波逸提とされることも関係があろう。これは戒律より教法を軽視するという意味ではなく、教法の標準説は決定することが困難であったことを示すものではなからうか。大般涅槃經に「四大教法」cattāro mahāpadese が説かれていることは有名である<sup>(29)</sup>。これは教法の根柢は「經」sutta と「律」vinaya とであることを強調した説である。即ち何等かの比丘が「世尊の面前で聞いた」と主張する場合も、「僧伽から聞いた」と主張する場合にも、「多聞の多くの長老から聞いた」という場合にも、「多聞の一長老から聞いた」という場合にも、その所説の内容は直ちに肯定さるべきでもなく、否定さるべきでもない。その聞いた内容を、經に照らし、律に照らし、それが經と律とに合致しておれば、正しい説として受け入れられるべきであるという趣意である。

このように大般涅槃經でも、教法や戒律の正邪を判定する根柢を經と律とに求めているのである。おそらく仏滅後には、これ以外に基準を示すことはできなかったであらう。しかしそれだけに、教法そのものの、戒律そのものに関する解釈について諍いがおこれば、それを判定する第三の權威はないのである。そのために相互の譲歩が説かれるようにならざるを得ない。しかしここに世俗諦と第一義諦という真理に対する二重の解釈のおこる理由があると考える。

(1) 「和合僧」については、拙著『原始仏教の研究』昭和三十九年三月、一一頁以下参照。

(2) MN. No. 48. Kosambiyasutta, Vol. I, p. 320. 『南伝大藏經』第一〇卷、五四頁以下。マハーヴィーラの死後、チャイナ教の教団に諍いが起こったことに關しても、六和敬が説かれている。MN. No. 104. Sāmagāmasutta, Vol. II, p. 243. 『南伝大藏經』第一一上、三一七頁以下。『中阿含』卷五二「周那經」大正一、七五二下以下。他の諸經にも「六和敬」を説いている。DN. Vol. III, p. 245. 『長阿含』卷九、大正一、五四上。AN. Vol. III, p. 288. 『集異門足論』卷一五、大正二六、四三一上。パーリ語では「和敬法」を cha sārāṇiḍḍha dhammā とする。『集異門足論』の梵本では “śai samraṇjanīyā dharmāḥ” としている。Valentina Stache-Rosen, Das Saṅgīśūtra und sein Kommentar Saṅgītiparyāya (Dogmatische Be-

grüßreihen im älteren Buddhismus II, Berlin, 1968, Teil I, s. 168.

- (3) DN. Vol. II, p. 80. 『南伝大蔵経』第七卷九頁。『長阿含經』卷二、大正二、一二上。その他。
- (4) AN. Vol. V, p. 89 ff. 『南伝大蔵経』第二卷上、三三六頁以下。
- (5) 『摩訶僧祇律』卷一八、二六、二九、大正二、三六七上、四四〇上、四六五中、その他。梵語は「法食」は dharma-sa-mbhoga「味食」は āmisa-sambhoga といわれる。G. Roth, *Bhikṣuṇī-Vinaya, including Bhikṣuṇī-prakīrṇaka and a summary of the Bhikṣuprakīrṇaka of the Ārya-mahāsaṃghika-Lokottaravādīn*, (Tibetan Sanskrit work Series vol. XII) Patna, 1969, p. 97. 『摩訶僧祇律』卷三六、大正二、五一七上。cf. Vinayapiṭaka vol. IV, p. 137.
- (6) 拙論「僧伽における制裁の問題」(『宗教研究』第一四五号、昭和三十年十月四七頁参照)。
- (7) 註一参照。
- (8) Vinayapiṭaka Vol. II, P. 196. 『南伝大蔵経』第四卷三〇一頁。『五分律』卷二五、大正二、一六四上。『四分律』卷四、大正同、五九四上。『十誦律』卷四、大正二、二四中。『根本有部毘奈耶』卷一四、大正同、七〇一下。但し『僧祇律』には、六群比丘が伴党であったとなす。同卷七、大正二、二八三中。
- (9) 『俱舍論』卷一八、大正二、九三下。P. Pradhan, *Abhidharmakośabhāṣya*, Patna, 1967, pp. 261-262.
- (10) 拙論「原始仏教教団における裁判組織」(『古代学』第二卷第一号、昭和二八年、一頁以下)参照。なお註六の拙論参照。
- (11) 但しこの「五事」の内容は、經典によって若干の違いがある。拙著『原始仏教の研究』昭和三九年、四七五頁以下参照。「四依」についても同前。
- (12) 『高僧法顯伝』大正五一、八六一上。
- (13) Vinayapiṭaka Vol. I, pp. 239-240. 『南伝大蔵経』第三卷五八九—五九一頁。『四分律』卷四三、大正二、八八〇上中。『五分律』卷二四、大正同、一五八下—一五九上。『十誦律』卷三〇、大正二、二一四中下。諸律には拘睺弥の比丘の諍いの原因を示していないが、『善見律毘婆沙』卷一八、大正二、七九六中には、律師と経師とがあり、経師がある時便所に入って用を足したとき、容器の水を空けておかなかったという些細なことが紛争の原因であったという。
- (14) DN. Vol. II, p. 154. 『南伝大蔵経』第七卷一四二頁。『長阿含經』卷四、大正一、二六上。
- (15) Vinayapiṭaka Vol. II, p. 288-289. 『南伝大蔵経』第四卷四三二頁。

(16) 『五分律』卷三〇、大正二二、一九一中。『四分律』卷五四、大正同、九六七中。『十誦律』卷六〇、大正二三、四四九中。『根本有部律雜事』卷三九、大正二四、四〇五中。

(17) パーリ律は「五惡作」を出す、五分律、十誦律、大智度論(卷二、大正二五、六八上中)等は「六突吉羅罪」を挙げ、四分律は「七突吉羅罪」、根本有部律雜事は「八過」を挙げ、内容も少しく異なる。前註参照。

(18) 「七百健度」については、拙著『律藏の研究』昭和三五年、六七三頁以下参照。

(19) Vinayapīṭaka, Vol. 4, p. 134 ff. 『南伝大藏經』第二卷二一頁以下。『四分律』卷一七、大正二二、六八二中以下。『僧祇律』卷一七、大正同、三六七中。『五分律』卷八、大正同、五七上。『十誦律』卷一五、大正二三、一〇六中。『根本有部毘奈耶』卷三九、大正同、八四一上。『解脫戒經』大正二四、六六三上。

(20) 例えは『四分律』卷一七、大正二二、六八三上。

(21) Vinayapīṭaka, Vol. II, p. 27. 『南伝大藏經』第四卷三八頁。

(22) パーリ律には「共住」saṃvāsaを「羯磨を一にし、説戒を一にし、学を一にすること」であると説明している。Vinayapīṭaka, Vol. III, p. 28. 『南伝大藏經』第一卷四四頁。『四分律』卷一には「同一羯磨、同一説戒」(大正二二、五七一)を挙げている。僧伽から追放することは明言していないが、羯磨、説戒に出席できないことは、僧伽から追放されるのと同じである。次の「不享受」は羯磨や説戒に出ることには認められている。但しそこで発言する権利がない。次註の四分律の説明は「不享受」も羯磨、説戒に出席できないことのように見られるが、そうではなく、出席してもそこで一人前の資格を持たない意味である。しかしその点については別の機会に論じたい。

(23) 『四分律』卷一七、大正二二、六八三中。

(24) Vinayapīṭaka, Vol. II, p. 22. 『南伝大藏經』第四卷三一三三頁。

(25) Vinayapīṭaka, Vol. III, p. 177 ff. 『南伝大藏經』第一卷二九八頁以下。『僧祇律』卷七、大正二二、二八四下以下。『五分律』卷三、大正同、二一中以下。『四分律』卷五、大正同、五九九上以下。『十誦律』卷四、大正二三、二七下以下。『根本有部毘奈耶』卷一五、大正同、七〇七上以下。『解脫戒經』大正二四、六六〇下。

(26) 前註参照。

(27) DN. Vol. II, p. 154. 『南伝大藏經』第七卷一四二一三頁。『長阿含經』卷四、大正一、二六上。

原始仏教教団における紛争解決について（平川彰）

四〇

(28) 拙著『律藏の研究』七〇八頁以下参照。

(29) DN. Vol. II, p. 123-4. 『南伝大蔵経』第七卷九九頁。『長阿含経』卷三、大正一、一七下。